個人番号・法人番号の提示のお願い

１．平成２８年１月から、マイナンバー制度がスタートします

平成 28 年 1 月から、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が開始します。

マイナンバー制度開始により、一人ひとりに異なる個人番号（12 桁）が与えられ、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号（13 桁）が与えられます。

２．平成２７年１０月から、個人番号・法人番号が届きます

個人番号は、平成 27 年 10 月以降、各市町村からお客様宛てに通知されます。

個人番号は、「通知カード」に記載されて届きます。個人番号は、税務関係の手続き等で必要となる大事なものです。「通知カード」は、届きましたら、誤って捨てずに厳重に保管してください。

法人番号は、平成 27 年 10 月以降、国税庁長官から書面により通知されます。

３．当金庫からのお願い

マイナンバー制度の開始にあたって、一定の取引等を行う場合は、税務上、金融機関等へ個人番号・法人番号の告知が必要になることがあります。

当金庫におきましても、お客様との取引にあたって、個人番号・法人番号をいただく場合がございます。また、個人番号を提示していただく際には、本人確認書類（※）の提示などの手続きが必要となります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、個人番号は、法令で定められた手続き以外に利用することはありません。

マイナンバーの利用目的につきましては、当金庫制定の「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」にてご案内いたしております。

（※）本人確認書類の例

①個人番号カードをお持ちのお客様 ⇒　個人番号カード
②個人番号カードをお持ちでないお客様 ⇒　通知カード（又は個人番号が記載された住民票の写し）＋ 運転免許証等

※マイナンバー制度に関するご照会は、内閣府「マイナンバーコールセンター」（TEL:0570-20-0178）にお問い合わせください。

マイナンバー制度を悪用した詐欺行為にご注意ください！ 不審な電話がありましたら、当金庫または警察にご連絡ください。